

**「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会
主な論点例（未定稿）**

令和4年7月12日
事務局提出資料

1. 全てのこどもの健やかな育ちを保障するために

全ての就学前のこどもの育ちを保障すべく、こどもの育ちを支える全ての大人が共有すべき内容（例：「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「体罰等によらない子育てのために」「子ども虐待対応の手引き」）とその手法に関する基本的な考え方について検討。

2. 全ての就学前教育・保育施設において共有すべき内容と手法

幼稚園、保育所、認定こども園はもとより認可外施設や障害児通所支援事業所を含む全てのこどもの育ちを支える施設において共有すべき内容（義務教育段階への円滑な接続、児童虐待の予防等や早期発見のための取組・関係機関との連携強化、家庭・地域との連携強化を含む）とその効果的手法（研修の実施、普及啓発等）を検討。

3. 未就園児の支援のための方策

どの施設にも通っていないいわゆる未就園児等の把握、支援の方策（アウトリーチを含む）について、今年度、こども家庭庁設立準備室において実施する調査研究事業の成果も参考に検討（未就園児等を行政等による支援にどのようにつなげるか、という方策を含む）。

4. 家庭や地域における子育て支援の充実（体罰によらない子育ての普及啓発等含む）

就学前の教育・保育、体罰や虐待の予防等に係る専門的知見の内容を、家庭や地域での子育てにおいて活用してもらえるよう、共有すべき内容と方策について検討。

5. その他